

自営兼業の見直し

目的

- ・ 職員の自己実現や社会問題の解決につながる自営兼業を行うことにより、
職員の**自律的なキャリア形成の促進、本業も含めたモチベーションの向上**につなげる
- ・ 兼業を通じ職員が**主体的に学びを深める**ことを可能にし、**採用や離職防止に活かす**

追加となる対象事業

- ①職員の有する知識・技能をいかした
自営兼業（例 書道教室の講師）



- ②地域貢献に資する自営兼業
（例 高齢者を対象とした買物代行）



自営兼業の見直し

追加事業で申請する際の留意点

- ・ 事業の内容を確認し自営の可否を判断するため、**事前に人事課に相談**
- ・ 事業を行うのは**週休日等の勤務時間外のみ**
- ・ **兼業許可期間は1年**

その他の見直し

人事院の改正内容にあわせ、兼業許可申請が必要な
不動産等賃貸、太陽光電気の販売に係る自営の範囲を見直し

区分	改正前	改正後
不動産等賃貸	賃料収入500万円/年以上	賃料収入 1,000万円/年以上 (建物賃貸は、当該建物の床面積が 600㎡以上 に限る)
太陽光電気の販売	定格出力10kw以上	定格出力 50kw以上